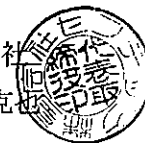


平成 23 年 5 月 24 日

セフテック株式会社
代表取締役 小椋 克也



監督処分に係る業務改善措置について

1. 事実認識

弊社は、この度の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに内部管理体制及び社員教育の強化により、再発防止に向けて全社一丸となり、法令遵守の徹底に努めて参ります。お客様並びに関係者の方々に大変なご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。

2. 業務改善に向けた取り組み

(1) 違反行為の内容及び処分内容等の周知徹底について

今回の違反行為の内容及び指示処分内容について、指示書受領後速やかに、役員及びマンション管理業務に従事する社員に対し、内容の伝達と周知徹底いたしました。

(2) 法第 72 条及び法第 73 条の規定について

法第 72 条に規定する重要事項説明及び法第 73 条に規定する契約成立時の書面の交付については、管理業務主任者及びマンション管理業務に従事する社員に対し、法令遵守に基づき適正に業務履行するよう周知徹底いたしました。

(3) 法第 77 条の規定について

法第 77 条に規定する管理事務報告については、現在は既に改善されており、管理業務主任者により、適正に説明・報告を行っております。

(4) 法の規定の遵守について

コンプライアンス教育研修の内容を見直し、全社員に対して指導・教育を計画的に実施し、法令遵守させると共に、定期的な遵守状況の確認を継続して実施してまいります。

(5) 再発防止策の策定及び社内教育について

再発防止策として、法令遵守に基づき適正に業務履行するために、業務フローの全面的な見直しを図り、また業務内容の再認識を徹底させるため、社員教育を継続的に行い、法令遵守状況の調査・点検を管理責任者及び管理業務主任者と共に更なるチェック体制の強化により、再発防止に努めてまいります。

3. お問い合わせ先

総務課（電話 042-751-1211）

以上